

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	5 - 8
法令名	中小企業団体の組織に関する法律	根拠条項	95 - 4	
許認可等	協業組合への組織変更の認可			
1 根拠規定(許認可要件)				
<p>理事は、総組合員の一致による総会の議決後遅滞なく、定款並びに協業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を知事に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。</p> <p>知事は、組織変更の手続又は定款、協業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと、事業を行うために必要な経済的基礎を有すること、協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであることが認められるときは、組織変更の認可をしなければならない。</p>				
2 審査基準				
協業組合への組織変更の認可に当っては、次の要件を満たすものでなければならない。				
中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合制度の運用について (平成21年3月30日付け20経第892号愛媛県経済労働部長通知)				
6 組織変更の認可(法第95条)				
(1) 事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合は、その組織を変更して協業組合になることができるが、事業協同組合及び事業協同小組合にあつては、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第1号の事業を行っている場合であつて、次に定めるものに限られる。				
ア「生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業(調整事業を除く。)」				
(2) 協業組合への組織変更の認可基準については1の(3)の基準に準ずる。 <1の(3)>				
(3) 認可基準は、法第5条の17第2項に規定されているが、第1号の「法令違反がないこと」については、定款、協業計画、事業計画の内容が現に施行されている法令一般に違反することとならないか、発起人及び組合設立同意者全員が組合員となる資格を有し、かつ、組合員になろうとする者であるか、その構成が中小企業者が4分の3以上を占めていることという要件を備えているか、創立総会が適法に開催されたか等を検討する。				
第2号の「経営的基礎を有すること」については、所要資金の調達の見込み、役員の経営能力、経済環境等を総合的に判断する。				
第3号の「生産性の向上に寄与するものであること」については、協業組合により単に形式的に事業を統合しても協業組合の事業に関して実質的には各組合員が従来どおり独立採算で行うような場合には、本号には該当しないものであり、協業することによってコストの引下げ、能率の増進等生産性の向上に寄与するものであることを証する書面の提出を求める等、協業の成果について検討を行う。				
なお、協業組合が一手販売等を行うことにより不当に対価の引上げとなるような場合は、生産性の向上に寄与するものとは考えられず、公正取引委員会からの請求の対象ともなるので特に検討する。				